

熊本県地域防災計画 令和7年度修正案の概要

1. 防災基本計画修正(R6. 6)の反映

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 水害対策の強化
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

- 活動火山対策の強化(活動火山対策特別措置法)
- 災害支援ナースの充実・強化(医療法)
- 緊急通行車両確認標章等の事前交付(災害対策基本法施行令)

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 被災地の情報収集及び進入方策
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 応援職員受入の円滑化
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- 避難所運営
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- 物資調達・輸送
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

2. 県独自の修正

共通対策編

- 道の駅「阿蘇」、「きくすい」、「うき」の整備完了に伴う防災活動拠点の追加
- 熊本県道路啓開計画策定に伴う修正

1. 防災基本計画修正（R6.6）の反映

（1）避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- ・ 県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- ・ 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。

⇒「第1編 第2章 第14節 8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応」に追記（新旧対照表P14）

関連する国・県等の取組み

在宅・車中泊避難者等の支援の手引き

避難所外避難者への支援については、防災基本計画に位置づけられたほか、在宅避難者や車中泊避難者の支援を行うに当たっての具体的な取組みの参考となるよう、内閣府が令和6年6月に「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を策定した。

在宅・車中泊避難者等の支援の手引き

令和6年6月
内閣府（防災担当）

1. 防災基本計画修正（R6.6）の反映

（2）活動火山対策の強化

- 県及び市町村は、火山災害の想定に当たっては、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。
- 県及び関係市町村は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- 県、関係市町村及び防災関係機関は、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図る。

⇒「第4編 阿蘇火山噴火対策編 第1章及び第2章」に追記（新旧対照表P51, 53）

関連する国・県等の取組み

山岳遭難事故防止に向けた相互協力に関する連携協定

本県では、株式会社ヤママップ、熊本県警察と令和4年8月に「山岳遭難事故防止に向けた相互協力に関する連携協定」を締結し、登山地図アプリによる登山届情報システムの活用、遭難者の位置情報の提供、捜索隊員トラッキングシステムの活用等について連携を行っている。

登山の前に... ▲YAMAP

熊本県警は、熊本県・（株）ヤママップと「山岳遭難事故防止に向けた相互協力に関する連携協定」を締結しています。

遭難ゼロへ！

万が一の遭難の場合、携帯電話の電波が届かない山中では、遭難場所の特定が困難です。

登山用アプリ YAMAP <https://yamap.com>

※「YAMAP」を活用することで、GPS機能により、現在位置や歩いた軌跡を共有することができます。これにより遭難者の早期発見・救助につながります。

YAMAP ▲ の使い方（基本機能は無料）

- 1 登山用アプリ「YAMAP」をインストール <https://yamap.com>
- 2 登りたい山の地図をダウンロード
- 3 〔のぼるルート（保存した地図）〕をタップし、リストから「地図を見る」をタップ
- 4 〔活動を開始〕をタップ

※（活動を開始）をタップしないと、GPS機能は使えません。

モバイルバッテリー（予備）も忘れずに！！

八代警察署

1. 防災基本計画修正（R6.6）の反映

（3）応援職員受入の円滑化

- ・ 県及び市町村は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- ・ 県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

⇒「第1編 第2章 第20節 受援計画」、「第1編 第3章 第2節 職員配置」に追記
（新旧対照表P16、25）

関連する国・県等の取組み

応援職員の宿泊場所の確保

平成28年熊本地震の課題として「発災直後、応援県から宿泊先の提供や紹介を求められるなど、受援側が対応に苦慮した事例が存在した」（平成28年熊本地震熊本県はいかに動いたか（初動・応急対応編）P207）ことなどから、応援職員の宿泊場所のリスト化の実施に努める。



出典：熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：神奈川県鎌倉市

1. 防災基本計画修正（R6.6）の反映

（4）避難所運営

- ・ 市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- ・ 市町村は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

⇒「第1編 第3章 第11節 避難収容対策」に追記（新旧対照表P30, 31）

関連する国・県等の取組み

新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の活用

本県では、広域的な視点で、市町村における資機材の備蓄を補完するため、国の交付金を活用し、避難所の生活環境の改善に必要な資機材（トイレトレーラー、炊き出しセット、段ボールベッド、テント式パーティション等）を整備し、平時から防災意識の浸透等に向け利活用を行う。

※県：事業費1億1,400万円、うち国費5,700万円

【トイレトレーラー】

阿蘇地域での平時使用を行いつつ、災害時やイベントで使用。

※循環式でし尿処理が不要な快適トイレ・UDトイレ2基を想定。

【温かな食事、ベッド・プライバシーの確保】

災害時の避難所の生活環境改善に向けた資器材を購入。平時はイベントへの貸し出しや訓練・研修等で活用する。

2. 県独自の修正

(5)道の駅「阿蘇」、「きくすい」、「うき」の整備完了に伴う防災活動拠点の追加

- ・ 大規模災害発生時において、県が迅速かつ的確な災害応急活動に資するためには、複数の広域防災活動拠点を確保することが必要。
- ・ 道の駅「阿蘇」、「きくすい」、「うき」はそれぞれ防災機能を強化しており、広域的な防災活動拠点としての役割が期待されることから、新たに広域防災活動拠点として位置付けるため明記。

⇒「第1編 第2章 第8節 防災業務施設整備」に追記（新旧対照表P9）

関連する国・県等の取組み

道の駅の防災機能強化

県内の道の駅は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨時に、道路利用者や付近住民の一時避難所、災害支援の基地として利用された。

道の駅「阿蘇」、「きくすい」、「うき」は、防災トイレや非常用発電機の設置等の防災機能強化が完了し、防災活動拠点としての運用が可能となった。

本県では既に道の駅「たのうら」、「錦」を広域防災活動拠点として位置付けており、今回の追加により、広域防災活動拠点として活用できる道の駅は合計5箇所となった。



道の駅 阿蘇（出典：道の駅 阿蘇ホームページ）

2. 県独自の修正

(6)熊本県道路啓開計画策定に伴う修正

- 大規模災害等の発生時に迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の手順や体制等を定めた「熊本県道路啓開計画」を令和6年12月末に策定。
- 道路啓開とは、救命・救急の要として路上の支障物の撤去・除去、路面の軽微な補修を実施し、緊急車両通行を早期確保するもの。

⇒「第1編 第3章 第23節 輸送」、「第2編 第3章 第3節 公共施設応急復旧」に追記
(新旧対照表P35及びP49)

関連する国・県等の取組み

熊本県道路啓開計画の基本方針

- 人命保護を最優先とし、被害が甚大な地域への支援ルートを確認する
- 応急復旧活動に資する応援部隊や物資輸送等のための支援ルート及び被災地内ルートを確認する
- 被災地内の緊急輸送活動を行うため、物流拠点や防災拠点等への被災地内ルートを確認する

●道路啓開での対応イメージ

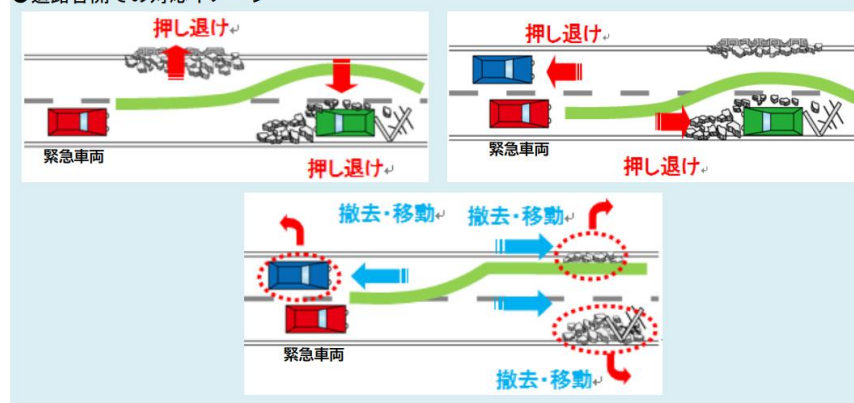
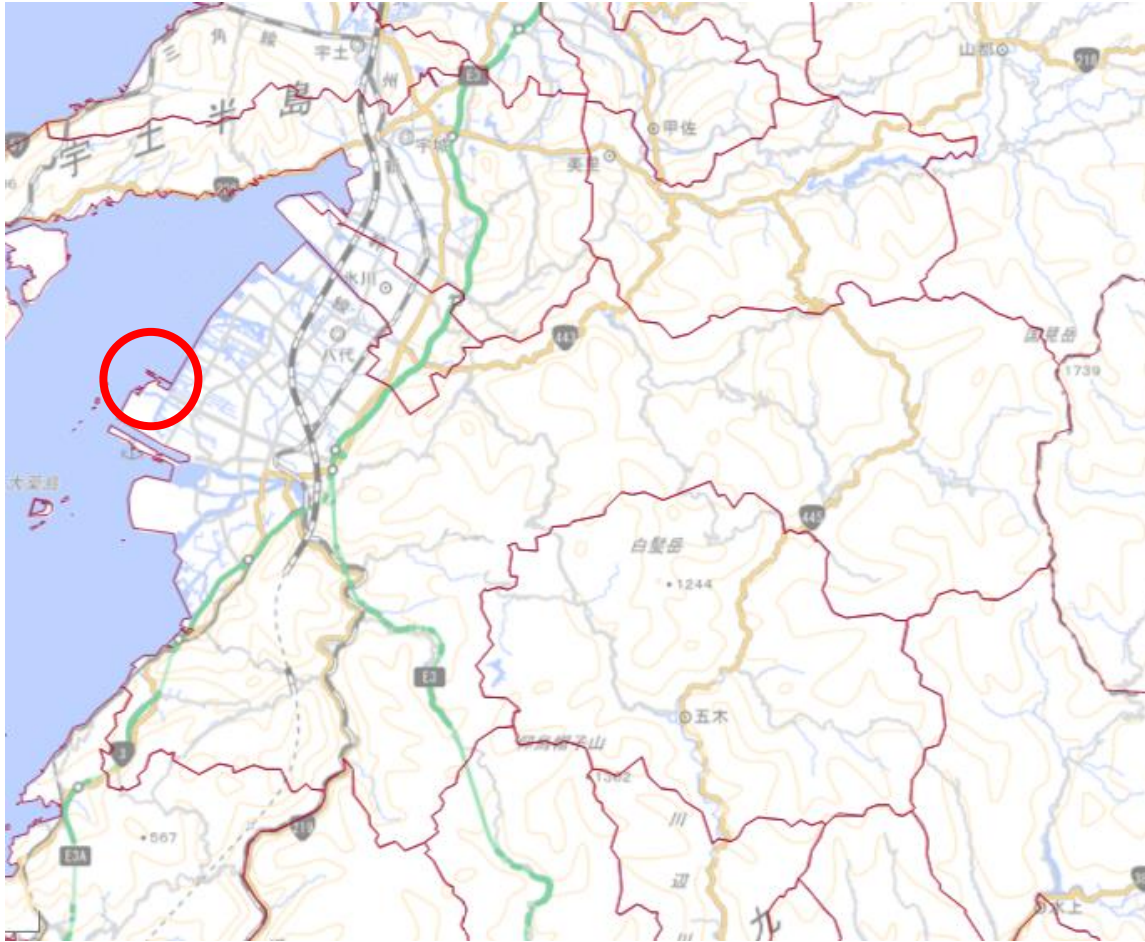


図 2-1 発災直後・道路啓開実施のイメージ

出典:熊本県道路啓開計画

熊本県石油コンビナート等防災計画 令和 7 年度修正案の概要について

八代地区特別防災区域付近（八代市大島町周辺）



（引用元）防災情報くまもと



国土地理院撮影の空中写真

八代地区特別防災区域



国土地理院撮影の空中写真

計画の主な修正内容

《計画編》

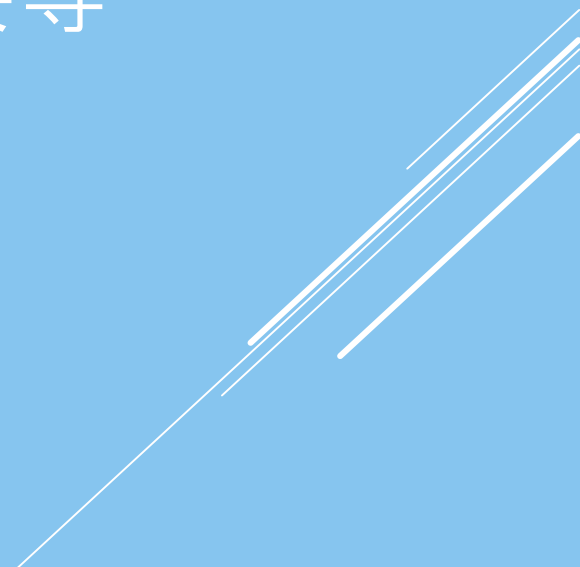
- ・ 消防団員数の更新に伴う修正 等
(998人 → 990人)

《資料編》

- ・ 特別防災区域図の修正
(屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所新設等による修正)
- ・ 数値の更新などに伴う修正
(石油類の取扱量及び貯蔵量 (KL) 97,370 → 97,550 等)

熊本県水防計画書

令和 7 年度修正案の概要等



令和 7 年度水防計画書の主な修正内容

1. 本編

(1) 内容の追記、文言の修正等

(修正理由)

- 国土交通省事務連絡「水防計画作成の手引きの改定について（R6.12.4）」を受けて内容を追記
- その他文言の修正

2. 資料編

(1) 重要水防区間（箇所）一覧表の修正

(修正理由)

- 河川改修の進捗や河川巡視の結果等を受けて、箇所の延長及び危険状況を追記・修正 等
(例) 白川・・・河川改修工事等に伴い延長を減
(右岸13,667m ⇒ 右岸13,548m (119m減)、左岸12,290m ⇒ 左岸11,780m (510m減))

(2) 基準水位の見直し（白川（代継橋観測所））

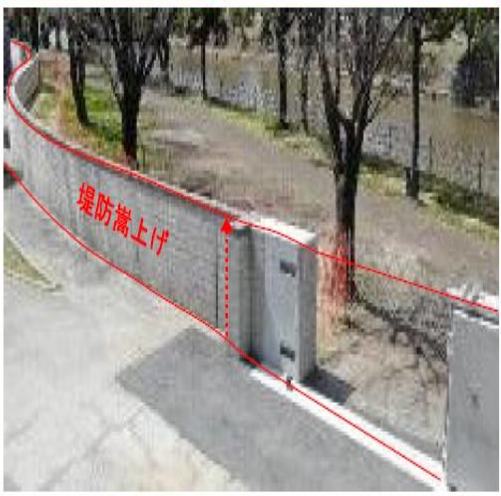
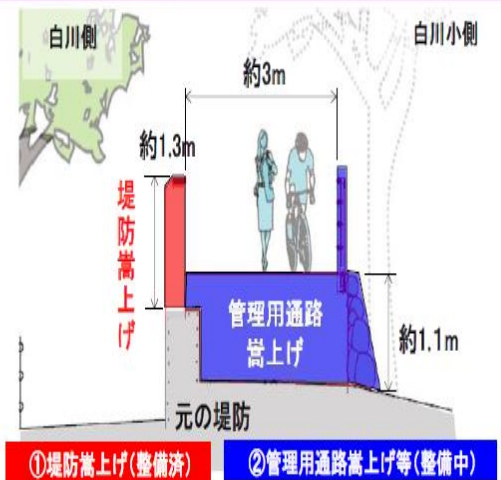
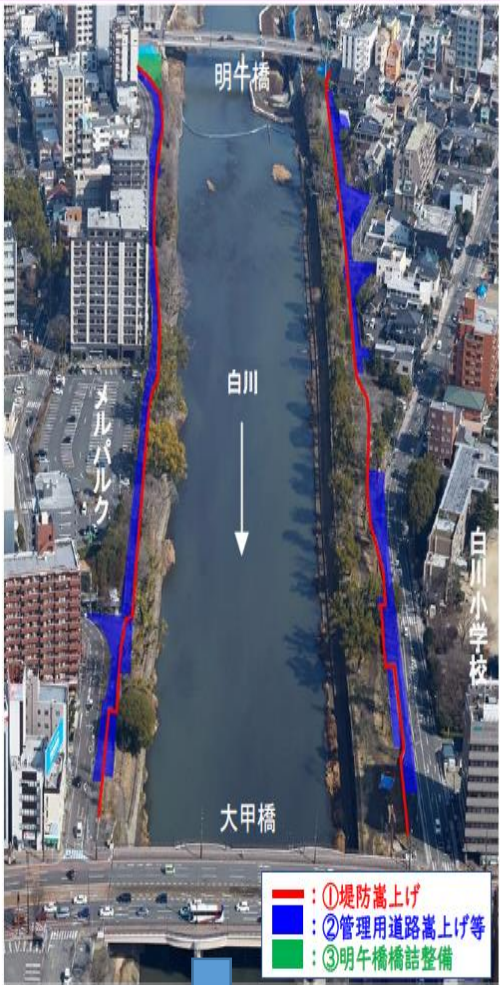
(修正理由)

- 白川「緑の区間」の堤防嵩上げ工事の竣工や立野ダムの完成等により、白川（代継橋観測所）の基準水位を見直し

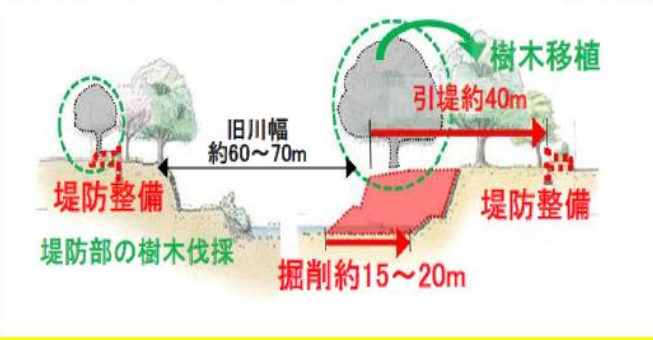
(3) 様式の変更や文言・資料の整理

気候変動を考慮して変更した河川整備計画の目標流量 $2,400\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下させるため、地域住民等と合意形成を図りながら、大甲橋から明午橋の区間（通称：緑の区間）で堤防や管理用道路の嵩上げ整備を進めてきました。（九州地方整備局 熊本河川国道事務所）

第Ⅱ期整備【 $2,400\text{m}^3/\text{s}$ 対応<R2~>】



第Ⅰ期整備【 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ 対応<完了>】



経緯		第Ⅰ期	第Ⅱ期
昭和61年	緑の区間改修計画公表 (11月)		
昭和63年	白川河川懇談会 (S63.4~H2.10)	第Ⅰ期	第Ⅱ期
平成元年	白川市街部改修協議会 (H1.4~H10.11)		
平成2年	7月出水<緑の区間で越水被害発生>		
平成9年	河川整備検討委員会 (H9.4~6)		
平成10年	白川技術委員会 (H10.12~H12.3)		
平成11年	白川流域住民委員会 (H11.2~H25.3)		
平成12年	白川水系河川整備基本方針策定 H12.12		
平成14年	白川水系河川整備計画策定 H14.7		
平成16年	白川市街部景観・親水検討会 (H14.11~H16.3)		
平成18年	緑の区間の整備計画 (案) 了承 (白川流域住民委員会)		
平成19年	植栽検討・施設計画検討WG (H16.9~H19.2)		
平成24年	緑の区間の整備に着手		
平成27年	白川市街部景観・利活用検討会 (H19.2~H30.3)		
令和2年	7月出水<緑の区間では越水に至らず>		
令和3年	緑の区間 河川整備竣工 (4月)		
令和4年	白川水系河川整備計画変更 (1月)		
令和7年	近隣3校区住民等との勉強会 (R2.1~10)		
	近隣3校区「堤防嵩上げ」要望書提出 (R3.3)		
	白川「緑の区間」整備検討会 (R3.4~)		
	白川「緑の区間」整備計画 (案) 公表 (R4.3)		
	堤防嵩上げの整備に着手 (R4.9)		
	白川「緑の区間」河川整備 (Ⅱ期：堤防嵩上げ) が竣工		

「緑の区間」の堤防嵩上げや令和6年2月に完成した阿蘇立野ダム等により、代継橋水位観測所における基準水位を見直し

【基準水位（代継橋観測所）】 ※令和7年4月1日より

	見直し前	見直し後	差（変更後－変更前）
水防団待機水位	2.50m	2.70m	+0.20m
氾濫注意水位	3.70m	3.70m	変更なし
避難判断水位	4.70m	5.20m	+0.50m
氾濫危険水位	5.00m	5.50m	+0.50m